

第10期
分別収集計画
(令和5年度～令和9年度)

令和4年6月
会津若松市

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

この情勢に対応するかたちで、本市では平成9年8月から「ペットボトル」や「かん類」「びん類」等の分別収集を開始、平成18年10月に「プラスチック製容器包装」を収集品目に追加し、現在は8種15分別による、ごみ・資源物の分別収集を行っている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集するとともに、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

(1) 2Rの推進

リデュース・リユースの2Rに力を入れ、ごみの発生抑制を実現することで3R運動の更なる強化を目指し、省資源かつ使用された資源が円滑に循環するシステムの構築を進める。

(2) 分別の徹底によるリサイクルの推進

リサイクル意識の定着から、リサイクルルートの拡大、効率化による経済負担の軽減といった、適正かつ効率的なリサイクルの取組みを推進する。

(3) 市民・事業者との対話による相互理解の推進

市民・事業者・市の対話の機会を増やし、ごみ減量化やごみの分別徹底及びリサイクルの推進に向けた各取組主体の相互理解を深める。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙製容器包装（飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装）、ペットボトル、プラスチック製容器包装の10品目を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	7,284	7,234	7,185	7,105	7,027

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、市がそれぞれの立場から役割を分担し相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 2Rの推進

- ①3キリ運動（食材の「使いきり」「食べきり」及び生ごみの「水きり」）により、家庭から排出される生ごみの減量化を図る。
- ②レジ袋や過剰包装を辞退して、容器包装廃棄物の削減を図る。また、詰め替え製品など、繰り返し使える容器での商品購入を推進する。
- ③優良な民間事業者を紹介するとともに、リユースイベント開催に係る情報発信を継続する。

(2) 分別の徹底によるリサイクルの推進

- ①分別方法や排出日について、より分かりやすく周知してリサイクルを推進する。特に、今後とも「雑がみ」の分別徹底により、紙製容器包装のリサイクル推進に取り組むこととする。
- ②市の給食施設等から排出される調理くずなどのリサイクルを図る。
- ③資源の有効活用とリサイクル促進のため、引き続き、町内会や子ども会などの資源物回収団体及び回収業者を支援する。
- ④庁内古紙類の分別、機密書類のシュレッダー処理と回収を徹底し、リサイクルを推進する。
- ⑤ごみ情報紙等によりリサイクルされた資源の活用状況やリサイクルの優良事例等、リサイクルに関する情報を発信し、市民・事業者のリサイクル意識の向上を図る。

(3) 市民・事業者との対話による相互理解の推進

- ①環境イベント等を通して、環境意識の高揚やごみ減量化の意識付けを行う。
- ②職員、市民、事業者が環境やごみ減量化に対する知見を深めるよう、ごみ情報紙「へらすべえ」、チラシ、ウェブサイトなどを用いて情報発信を行う。
- ③施設見学や出前講座など市民や事業者が気軽に参加できる対話・意見交換の場をつくとともに、ごみ出し時の立会い、排出説明を行う「全市一斉ごみ減量化運動」を通して、市民・事業者とともにごみ減量化に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。
また、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

< 表 本市における分別収集の区分 >

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
無色のガラス製容器	無色ガラスびん
茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん
その他のガラス製容器	その他のガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	100t		99t		99t		98t		96t	
主としてアルミ製の容器	236t		234t		233t		230t		228t	
無色のガラス製容器	284t		282t		280t		277t		274t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	284t	0t	282t	0t	280t	0t	277t	0t	274t	0t
茶色のガラス製容器	257t		256t		254t		251t		248t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	257t	0t	256t	0t	254t	0t	251t	0t	248t	0t
その他のガラス製容器	154t		153t		152t		150t		148t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	154t	0t	153t	0t	152t	0t	150t	0t	148t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	13t		13t		13t		13t		13t	
主として段ボール製の容器	526t		522t		519t		513t		507t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	66t		67t		68t		68t		69t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	66t	0t	67t	0t	68t	0t	68t	0t	69t	0t
主としてポリエチレンテレフタレート製(PET)の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	295t		293t		291t		288t		284t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	295t	0t	293t	0t	291t	0t	288t	0t	284t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	835t		829t		823t		814t		805t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	835t	0t	829t	0t	823t	0t	814t	0t	805t	0t
うち白色トレイ	0t		0t		0t		0t		0t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

※「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」の収集見込みについては、令和3年度の雑誌・雑がみの収集実績のうち10%程度が紙製の容器包装であると推計。（選別・保管等を実施する民間事業者に聞き取り）推計値に人口変動率を乗じて算出した。また、本計画上、雑がみ分別徹底を強化していくことから、年2%程度増加を図ることとし収集見込み値を出している。

※「白色トレイ」については、分別収集実績がなく、推計が困難なことから未計上。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

※人口変動率について

本市長期人口ビジョン（現状推計）の人口推計値を基に、人口変動率として設定した。

西暦	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
年号	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
推計人口	116,000人	114,980人	114,208人	113,436人	112,663人	111,420人	110,178人
人口変動率	100.00%	99.12%	98.46%	97.79%	97.12%	96.05%	94.98%

推計人口＝令和4年は、4月1日現在の現住人口。
令和5年以降は、本市長期人口ビジョンの現状推計の人口を基に推計。

人口変動率＝令和3年度を100として算出した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用するとともに、一部の容器包装廃棄物（スチール製の容器、アルミ製の容器、ガラス製容器（リターナブルびん））については、引き続き町内会や子供会等の団体による集団回収を実施する。

なお、本市の収集・運搬段階、選別・保管段階における実施者は、以下のとおりである。

＜ 表 本市における分別収集の実施主体 ＞

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール缶	市による定期収集	民間業者
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	無色ガラスびん	市による定期収集	一部事務組合
	茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん		
	その他のガラス製容器	その他のガラスびん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	一部事務組合
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市の分別収集するための整備事項については、以下のとおりである。

表 本市における分別収集のための整備事項

容器包装の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	網かご	平ボデー車	民間のリサイクルセンター (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器	アルミ缶			
無色のガラス製容器	無色ガラスびん	プラスチックコンテナ		一部事務組合のストックヤード (屋内保管)
茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん			
その他のガラス製容器	その他のガラスびん			
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで縛る		民間のリサイクルセンター (屋内保管)
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	網かご	パッカー車	一部事務組合のストックヤード (圧縮保管)
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 分別を徹底するため、広報紙やホームページなどにより周知を行う。
また、必要に応じ分別の早朝指導を行う。
- (2) 町内会や子供会による資源物回収団体活動の安定化と増加を図るため、現在実施している奨励金制度、資源物保管庫補助などの事業を今後も継続して行う。
- (3) 良好なまちづくり及び市民の自主的なリサイクル活動への取り組みを推進していくため、各地区の環境美化推進協議会に対する支援を継続する。
- (4) 市民が安心して廃棄物を排出できる環境を維持するため、資源物の持ち去りの取締りを継続する。
- (5) 令和4年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に伴う本市におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置については、関係機関と協議・検討のうえ進める。